

一般国道の指定区間制度について

国土交通省 道路局 路政課

道丘くんが道路局に配属となり、4 か月弱が経過しました。忙しい業務の合間を縫って道路に関連する諸制度について勉強をしていましたが、わからないところが出てきたため、先輩の善道さんに聞いてみることにしました。

道丘 善道さん、少々伺いたいことがあるのですけれども…

善道 道丘くん、どうしたんだい？

道丘 指定区間内の道路管理についてです。つい最近、「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」が7月27日に公布され、新たに「一般国道101号の青森県内の区間の一部」と「一般国道483号の兵庫県内の区間の一部」が指定区間になりましたよね。それをきっかけに指定区間制度について勉強してみたんですけども、道路の種類によって道路管理者が異なることは理解したのですが、同じ国道でも指定区間内か指定区間外でどのように取り扱いが異なるのかなど、恥ずかしながらまだ自分の中で消化し切れていないところがあります。

善道 なるほど。基本的だけど、大事なところだね。とりあえず基本から簡単におさらいしてみよう。道路の種類について、どのようなものがあって、どのような違いがあるんだっけ？

道丘 高速自動車国道は、自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な枢要部分を構成する重要なものであり、国土交通大臣が管理の主体を担っています。一般国道は、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成する道路ですね。指定区間内か指定区間外かで、管理の主体が変わってきます。それから…

善道 うん。きちんと理解しているね。続きは僕が言うよ。都道府県道は地方的な幹線道路網を構成する道路であり、市町村道は、市町村の区域内に存する道路で市町村長がその路線を認定したものだよ。都道府県道と市町村道は地方公共団体の営造物であり、道路管理者はそれぞれ都道府県と市町村だね。

道丘 そうですね。そこまでは理解できているのですが、指定区間内か指定区間外かで道路管理者が異なりますよね？一般国道については、路線の指定だけでは道路管理者が決まらないことになるの

ですか？

善道 そうだね。指定区間制度は一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するための制度だね。指定区間に指定された一般国道については、国土交通大臣が管理を行うことになっているよ。それとは別に、指定区間外の一般国道については、原則として都道府県がその区域内の区間の管理を行うんだ。

道丘 なるほど。すごくよくわかりました。そういえば、一般国道の指定区間を指定する政令の改正に関する資料をみていると、区間を追加していることがありますよね。どのようなタイミングで区間の追加は行われるのですか？

善道 これは、新設の場合と改築の場合で異なるんだよ。新設の場合は、国土交通大臣が新設する一般国道で、路線の重要性からあらかじめ将来指定区間として管理することが必要かつ明白な場合に、早期に指定区間の指定を行っているんだ。改築の場合は、指定区間の編入は事業着手前ではなく、工事が完了し供用を開始する際に行うことになるんだ。

道丘 新設と改築の場合でそのような違いが生まれるのはなぜなのでしょう？

善道 もともと、指定時期は道路としての形態を備えるに至った時点とされ、具体的には工事完了後とされていたんだ。しかし、将来国土交通大臣が管理することが必要かつ明白な路線にとってはその指定が極めて形式的な意味しか有していなかったり、工事完了後細切れに指定区間に編入していくことは道路の機能の面から問題があったり、引継事務が円滑になされない場合には一時的にせよ大臣が管理すべき重要路線を知事が管理することとなり問題であったりなどの理由で、原則として道路区域の決定があれば指定区間として指定できることとされているんだ。ただし、改築としてバイパスを整備する場合は、供用されていない工事区間とは別に現道の区間が存在するので、供用開始前に指定区間の指定を行うと、政令上、あたかも現道の区間が指定区間に編入されたかのような誤解を与えるおそれがあるんだ。このために、道路法第27条第1項の規定により道路区域の決定等に係る権限を代行し、指定区間の指定は工事が完了した後に行っているのさ。

道丘 そんな違いがあるんですか。また一つ勉強させていただきました。道路法第27条第1項といえば指定区間外の国道の新設又は改築を行う場合の権限代行の規定ですよ。この場合の代行って具体的にどのような意味なのでしょう？

善道 代行者は、当然に定められた道路管理者の権限を行使できる地位を取得するんだ。したがって、代行者が代行する権限は道路管理者は行使できないんだ。それに加えて、道路管理者はあくまで代行者と対等の関係であり、指揮監督するということはないんだ。

道丘 国土交通大臣と都道府県でどちらが区域を決定するかが不明確になることはないってことですね。まだまだ基本的なことから学びなおさなくちゃ。

善道 そうだね。頑張って！

【参照条文】

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（一般国道の意義及びその路線の指定）

第五条 第三条第二号の一般国道（以下「国道」という。）とは、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。

- 一 国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地（北海道の支庁所在地を含む。）その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市（以下「重要都市」という。）を連絡する道路
 - 二 重要都市又は人口十万以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道路
 - 三 二以上の市を連絡して高速自動車国道又は第一号に規定する国道に達する道路
 - 四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第二項に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路
 - 五 国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路
- 2 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

（国道の維持、修繕その他の管理）

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2～6 （略）

（道路管理者の権限の代行）

第二十七条 国土交通大臣は、第十二条本文の規定により指定区間外の国道の新設若しくは改築を行う場合又は第十三条第三項の規定により指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該指定区間外の国道の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

2～4 （略）